平成２９年（フ）第５７２号
北九州市戸畑区銀座２丁目１番９号（207号）
債務者　窪井美佐江
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１５３号
岡山県倉敷市下庄215番地
債務者　秋田　元司
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　威
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１９８８号
横浜市中区三吉町１番地１　有喜会館204号室
債務者　松崎　一己
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　康広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７７号
神戸市須磨区東落合３丁目13番７号ビラ名谷Ｄ－105号
債務者　谷口　彰良
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲谷　仁志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７３号
広島県廿日市市地御前１丁目８番９号（101）
債務者　森實　一馬
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２０号
高知県香南市野市町下井1283番地２
債務者　杉本洋一郎
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大村　耕作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２０号
大分市大字津守376番地の１（第１奈良勘ビル405）
債務者　奈良剛史郎
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３９号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内2974番地１
債務者　鶴田　　透
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野平　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第４４８４号
大阪市住吉区我孫子３丁目６番36号　センターヒルアビコ　501号
債務者　末永　　浩
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森澤　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９号
茨城県鉾田市札1115番地
債務者　門井　清浩
1　決定年月日時　平成29年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中本　義信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１３６９号
神奈川県川崎市宮前区宮崎２丁目６番地29　ファミリアマンション宮崎台　202号
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角谷　早紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５７２号
堺市東区中茶屋77番地１　メイツ北野田404号、申立時の住所堺市東区草尾90番地４　サンモール田中303号
債務者　オートプロデュース　フリースタイルこと　髙橋　拓志
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　勝博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１０号
山形県上山市朝日台１丁目８番11号
債務者　臼田　治子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３５号
山形市南原町３丁目２番７号　メゾン・ド・ジェンヌ　102号
債務者　渡邊　　愛
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３８号
山形市南二番町13番16号
債務者　高橋　千秋
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３４７号
名古屋市南区砂口町20番地
債務者　一場弘行こと　一場　弘行
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２６号
愛知県瀬戸市上之山町３丁目６番地　サンハイツ大樹628、従前の住所愛知県尾張旭市旭ケ丘町山の手466番地３
債務者　阿部　光雄
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部